

職場のトラブルで悩んでいるみなさん

青森県労働
委員会委員
による

定例労働相談会

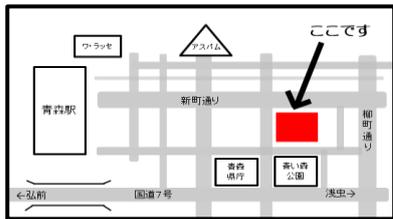
を利用しま
せんか？

毎月、定例相談会を開催していますので、ご遠慮なくおいでください

平成27年2月3日(火)

午後1時30分～午後3時30分

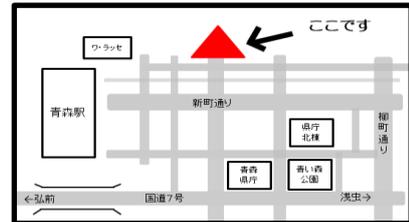
場所：青森県庁北棟8階



平成27年3月3日(火)

午後1時30分～午後4時

場所：アスパム5階



【相談方法】 委員による面談

◇個々の労働者と事業主との間に生じたトラブルについて、労働委員会委員が相談に応じます。

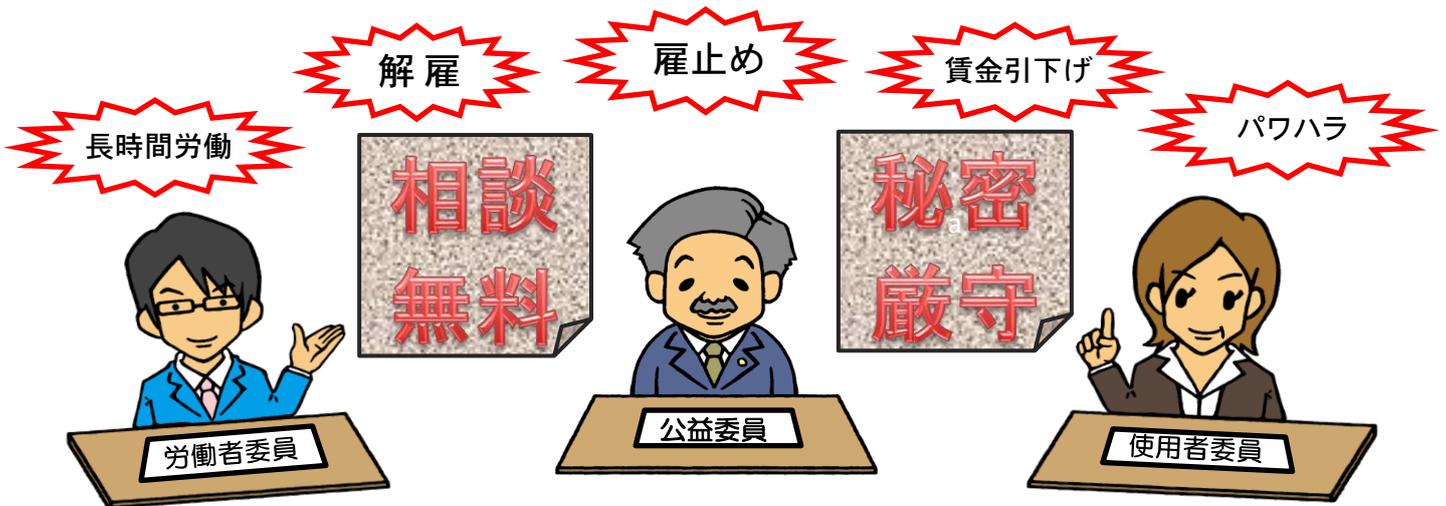
- ・公益委員（弁護士等）
- ・労働者委員（労働組合役員等）
- ・使用者委員（会社経営者等）

◇労働者、事業主いずれの方からの相談も受け付けています。

◇労働者・事業主の紛争解決を図るための、「個別あっせん」も行っています。

*事前の予約も受け付けていますので、相談を希望する方は、お気軽にお問い合わせください。

*相談会以外にも、労働委員会事務局では、執務時間中、随時、労働相談に応じています。



ホームページは

青森県労働委員会

で検索



【お問い合わせ先】

青森県労働委員会事務局

青森市新町二丁目4番30号 青森県庁北棟8階

電話：017-734-9832

県労働委員会とは？

労働者と事業主との間のトラブルを解決するための専門機関として、昭和21年に制度が発足し、各都道府県に設置されています。公益・労働者・使用者を代表する委員で構成される中立・公平な行政委員会です。



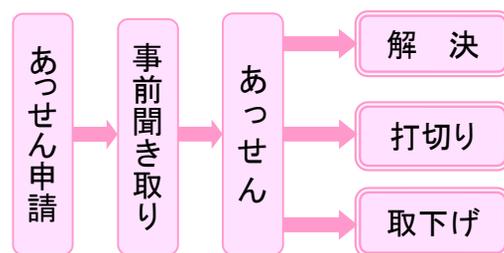
●●● 労使のトラブルでお悩みの労働者、事業主の方へ ●●●

あっせん制度

【例えば..】

- 解雇されたが、納得がいかない。
- 雇止めをされたが、納得がいかない。
- 配置転換を命じたが、理由もなく拒否されたので、解決したい。

あっせんの様子(イメージ)



- ◇個々の労働者と事業主との間で労働条件などのトラブルが起きた場合、当事者の申請により、あっせんを行います。
- ◇公益、労働者、使用者を代表するあっせん員が双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。

制度の特色

三者構成

経験豊富なあっせん員が、①公益側(弁護士等)、②労働者側(労働組合役員等)、③使用者側(会社経営者等)の三者構成で、中立・公平かつ丁寧なあっせんを行います。

簡単

労働委員会へ申請書を提出するだけです。

迅速

短期間であっせんします。
※ 1ヵ月以内に終了した割合
⇒ 45.6% (全国統計(25年))

無料 **秘密厳守** で行われます。

※ 詳しくは青森県労働委員会事務局にお問い合わせください。
電話 017-734-9832